告示

埼玉県告示第七百四十二号

令和八年十月九日付け埼玉県告示第六百八十八号で告示した所沢都市計画に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

deefa4d7403647cc9d80aae899cf9d5c